

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 の一部を改正する法律

最近における悪質ホストクラブ問題をはじめとする風俗営業等をめぐる情勢を踏まえ、令和7年5月に、悪質な営業行為の規制等を内容とする「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、一部の規定を除き、本年6月28日から施行されます。

悪質ホストクラブ対策の法律ができました

うその説明 好意につけ込む営業 勝手な注文 支払に際し不安にさせる言動 売春・性風俗勤務の要求

これって私もえうかも...

全て「違法」です

※改正風営適正化法
令和7年6月28日施行

警察相談専用ダイヤル
#9110

各種相談窓口はこちら▶

警察庁・都道府県警察

詳細については、上記画像をクリックしてください。